

犬山市家庭用生ごみ処理機等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量対策として家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため生ごみ処理機又は生ごみ処理容器(以下「生ごみ処理機等」という。)を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する犬山市家庭用生ごみ処理機等補助金(以下「補助金」という。)に関し、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(生ごみ処理機等)

第2条 生ごみ処理機等は、次に掲げるものとする。

(1) 生ごみ処理機 屋内に設置するものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの(ディスポーザーを除く。)

ア 微生物等発酵を行うための触媒を投入し、電動又は手動により攪拌等を行い生ごみを分解し、堆肥等にするもの

イ 微生物等発酵を行うための触媒を投入せず、電動により生ごみを乾燥減量させるもの

ウ この号ア又はイと同等の効能を有すると市長が認めるもの

(2) 生ごみ処理容器 微生物の働き等によって生ごみを分解することにより、生ごみの減量化又は堆肥化を目的とした容器

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する者であって、生ごみ処理機等を購入し、これを生ごみの減量化又は堆肥化のために適切に使用し、及び管理するものとする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理機等は、1世帯につき生ごみ処理機及び生ごみ処理容器各1基とする。ただし、補助金の交付を受けて設置した生ごみ処理機等を買換える場合であって、当該生ごみ処理機等を購入した日から5年を経過しているときは、この限

りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 生ごみ処理機 生ごみ処理機の購入に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、20,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、5,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、犬山市家庭用生ごみ処理機等補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に生ごみ処理機等を購入した販売店から交付された領収書の写しを添えて、当該生ごみ処理機等を購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市家庭用生ごみ処理機等補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

(管理義務及び補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理機等を常に衛生的に維持管理し、生ごみの自家処理推進に努めなければならない。

- 2 市長は、生ごみ処理機等が目的に供されていないと認めるとき及び不正の手段によって補助金を受け取ったと認めるときは、補助金を交付した者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 犬山市家庭用生ごみ処理機器補助金交付要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に購入された処理機に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に購入された処理機に対する補助金の交付については、なお従前の例による。